

## 平成 29 年度 練馬区社会福祉法人指導監査実施計画

### 1 策定根拠

「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成 29 年 4 月 27 日付け雇児発 0427 第 7 号、社援発 0427 第 1 号、老発 0427 第 1 号）別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」2（2）

### 2 実施方針

今日、人口減少社会の到来や独居高齢者の増加、子どもに対する虐待の深刻化などを背景に、福祉ニーズが多様化・複雑化しており、高い公益性と非営利性を備えた社会福祉法人の役割がますます重要となっている。社会福祉法人はこうした他の経営主体では対応できないニーズを充足し、地域社会に貢献していくことが求められている。

一方、公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底することを目的に平成 29 年 4 月 1 日（一部規定 28 年 4 月 1 日）に社会福祉法人制度改革が実施された。また同日、社会福祉法人に対する指導監督についても、国の基準を明確化（ローカルルールのは正）し、指導監督の効率化、重点化を図るために、指導監査実施要綱の見直しやガイドラインの作成が行われたところである。

これらのことを踏まえ、練馬区においても、法人の自主性・自律性を持った運営を前提とし、経営組織のガバナンス、事業運営の透明性および財務規律の確保・強化に主眼を置いて、指導監査を実施する。

### 3 重点項目

#### （1）一般監査

##### ア 法人運営

##### （ア）定款

法令に従い、定款の備置き・公表がされているか。

##### （イ）評議員

a 要件を満たす者が適正な手続きにより選任又は解任されているか。

b 評議員となることができない者または適当でない者が選任されていないか。

##### （ウ）評議員会

決議が適正に行われているか。

(エ) 理事

理事となることができない者または適正ではない者が選任されていないか。

(オ) 監事

a 監事となることができない者が選任されていないか。

b 法令に定めるところにより業務を行っているか。

(カ) 理事会

a 決議は法令および定款に定めるところにより行われているか。

b 法令または定款に定めるところにより、理事長等が職務の執行状況について、理事会に報告しているか。

(キ) 評議員及び役員（理事、監事）の報酬等

a 報酬等の額が法令で定めるところにより定められているか。

b 報酬等が法令等に定めるところにより支給されているか。

イ 事業

(ア) 「地域における公益的な取組」を実施しているか。

(イ) 社会福祉充実計画に従い事業が行われているか。

ウ 管理

(ア) 資産

a 基本財産の管理運用が適正になされているか。

b 基本財産以外の資産の管理運用は適正になされているか。

(イ) 会計等

a 経理規程が遵守されているか。

b 予算の執行および資金等の管理に関する体制が整備されているか。

c 計算書類が法令に基づき適正に作成されているか。

d 借入は、適正に行われているか。

エ その他

法令に定める情報の公開を行っているか。

(2) 特別監査

特別監査の重点項目は問題に応じその都度設定する。

4 指導監査の概要

(1) 対象法人

前年度に練馬区の指導監査を受けていない区所轄の法人（年度途中で認可を受

けた法人を含む) および文書指摘を行った法人を監査対象とする。また東京都の施設検査の予定があり、区との合同検査が可能な場合は、原則として当該法人も監査対象とする。

ただし、毎年度東京都の指導検査が行われる場合(児童養護施設など)は、前年度の監査状況(実施有無等)を踏まえて、実施の判断を行う。

なお、法人監査と施設検査を一体的に実施する法人・施設については、介護・障害・保育の指導検査担当部署と協議のうえ定める。

## (2) 随時実施

前項までのほか、本年度は監査を予定していないが、法人設立で施設整備を行っている場合、利用者からの苦情が多く寄せられているなど法人経営上問題が生じたと認められる場合は、随時、一般監査を実施する。

なお、度々の指導にもかかわらず、改善が図られない場合や法人経営上重大な問題が生じたと認められる場合は、特別監査を実施する。

## (3) 実施時期

以下の事項を踏まえ、一般監査の実施時期は概ね7月から2月までとする。

ア 社会福祉法や関係法令上、社会福祉法人は、毎年度6月末までに現況報告書や決算書類を提出することとなっていること。

イ 指導監査実施後、文書による改善指導や改善報告、改善確認等を行う期間が必要であること。

なお、具体的な監査日については、東京都の実施計画(合同検査)の結果や法人との調整を踏まえて決定する。

## (4) 体制

一般監査は、原則、管理課社会福祉法人係職員2名の体制で行う。特別監査は、原則、管理課長を含めた3名の体制で実施する。

なお、監査対象となる法人に関連部署がある場合は、必要に応じて監査の立会を要請する。

## (5) 実施方法

監査実施日の概ね1か月前に、法人の代表者宛実施通知を行い、一部の監査資料の事前提出を求める。なお、緊急を要する場合は通知期間を短縮する。

指導監査は法人本部所在の施設等に赴き、実地において行うものとし、監査対象資料を確認のうえ、法人からのヒアリング等を基に監査事項を確認する。

なお、監査時間は原則として、午前10時から午後5時とする。

## (6) 結果等の公表

指導監査の実施後、指導事項や改善報告などの情報については、東京都および

関連部署へ情報提供を行う。また、当該年度の指導監査の状況や結果については、指導監査報告書として取りまとめ、区ホームページに掲載する。

#### (7) その他

指導監査に係る法令・制度運用に関する疑義が生じた場合は、東京都や関連部署と協議を行うものとし、また区顧問弁護士への相談や監査法人へのアドバイザー業務委託の活用によりの確な指導監査を実施する。